

## 4 計画の推進

### (1) 計画の推進体制

計画を効率的かつ効果的に推進するため、深谷市環境マネジメントシステム（EMS）の組織、体制を活用して取組みます。

実行組織は、各部に設置し、環境管理責任者（部長職）、EMS 推進責任者（課長職）、EMS 推進委員（補佐職）から構成され、各部における取組みを率先して推進するとともに、取組み状況の点検・評価、見直しを行います。

また、取組み結果は、各施設の管理状況から半年ごとに EMS 推進本部事務局（環境政策担当課。以下「事務局」という。）に報告し、事務局でとりまとめた後、庁内に周知します。

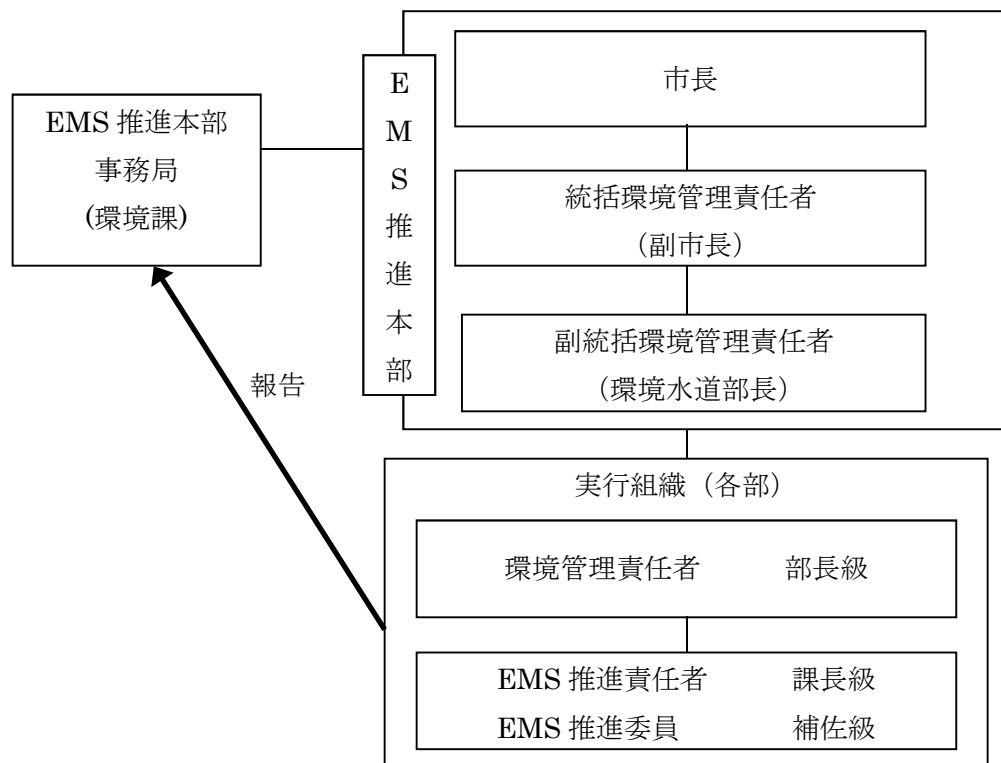


図 推進体制図（平成 26 年 1 月 31 日現在）

## (2) 取組みを推進するための仕組み

### ア 点検・評価、見直し

エネルギー使用量（電気・ガス・軽油・ガソリン等）の状況や取組みの実施状況を的確に把握することは、継続的に計画を遂行するためには最も重要な事項です。そのため、EMS 推進委員は、所属における計画の推進に努めるとともに、エネルギー使用量の状況等の温室効果ガス排出量実態を定期的（原則月 1 回）に把握します。その中で、特にエネルギー使用が大きい月には、その原因を突き止め、次回計画期間にどういった削減ができるかを必ず検討するようにします。

また、各所属における実行組織（環境管理責任者、EMS 推進責任者、EMS 推進委員）は、年度毎に実施計画書の策定、温室効果ガス排出量の上半期報告、下半期報告により点検・評価を行うとともに、進捗状況に応じて取組み内容の見直しを検討します。事務局が結果を取りまとめ、庁内に周知することで、各課への情報提供を行います。EMS 推進責任者は、点検結果や見直しの検討結果について、取組みに反映させます。

### イ 電力デマンド監視装置、省エネナビの活用

職員の意識高揚を図るため、EMS 推進委員は電力デマンド監視装置や省エネナビを活用して、日常的な電力消費量の点検や節電対策の効果を確認し、所属する組織内に情報発信を行います。エネルギー消費量のピーク時や日、週、月、年ごとの傾向を担当が把握することで、施設状況に即したピークカット等使用量削減に生かすことができます。



図 省エネナビ

### ウ 事務局による支援、研修

事務局は、EMS 推進委員研修等の場を活用して、各課取組みの良好事例や進捗状況、省エネルギー対策や新エネルギーの活用事例、関連諸制度の最新情報について周知を行います。また、上半期ごとに報告内容を取りまとめ、市の実績を研修時等に報告します。

## エ 緑のカーテンコンテストの開催

夏季の省エネルギー対策の一つである公共施設における「緑のカーテン」については、市民に対する市の取組みの紹介及び啓発事業、さらに職員のモチベーション向上のため、今後も継続的に緑のカーテンコンテストを開催します。

### (3) 取組み結果の公表

本計画に基づく取組みの実施状況（温室効果ガス総排出量を含む）については、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 10 項に基づき、年 1 回公表するものとし、本市のホームページや本市の環境行政情報をまとめた「深谷市の環境」等に掲載します。

